

自然再生推進法に基づき定められる自然再生基本方針の見直し案に対する意見の募集（パブリックコメント）について

令和元年8月13日（火）

自然再生基本方針は、自然再生推進法第7条に基づき、自然再生に関する施策を総合的に推進するための方針として定められるものであり、自然再生事業の進捗状況等を踏まえ、おおむね5年ごとに見直しを行うこととされております。

現行の自然再生基本方針の策定（平成26年11月）から5年が経過したことから、自然環境に関し専門知識を有する者で構成される「自然再生専門家会議」からの意見聴取等を行い、今般、「自然再生基本方針の見直し案」を作成したところです。

つきましては、本案について、広く国民の皆様から御意見をお聴きするため、令和元年8月13日（火）から令和元年9月12日（木）までの間、パブリックコメントを実施いたします。

1. 意見募集の対象

- ・自然再生基本方針 新旧対照表（案） （別添資料1）

2. 資料の入手方法

（1）インターネットによる閲覧

電子政府の総合窓口[e-Gov] <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

（2）環境省自然環境局自然環境計画課にて配布

3. 意見募集期間

令和元年8月13日（火）～令和元年9月12日（木）必着

4. 意見提出方法

電子政府の総合窓口[e-Gov]の意見提出フォームより御提出いただくか、次の意見提出様式に従い電子メール、ファックス又は郵送のいずれかの方法で提出してください。電子メールで提出される場合は、メール本文に記載してテキスト形式で送付してください。

【意見提出様式】

[宛先] 環境省自然環境局自然環境計画課 自然再生担当

[件名] 自然再生基本方針に関する意見

[氏名] (企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

(在学中の場合は「高校生」「大学生」などと表記)

[〒・住所]

[電話番号]

[FAX番号]

[意見]・該当箇所(別添資料1のどの部分についての御意見かがわかるように、項目番号を付すなど、該当箇所を明記してください。)

・意見の要約(100字以内で記載)

・意見及び理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。)

※御意見は、日本語で御提出ください。

※電話での御意見は承ることができませんので、あらかじめ御了承下さい。

※提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。

※御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

※いただいた個人情報につきましては、本件業務のみに利用します。

5. 意見提出先

(1) 電子政府の総合窓口[e-Gov] <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

(2) 電子メール、ファックス又は郵送

環境省自然環境局自然環境計画課宛て

電子メール：shizen-keikaku@env.go.jp

郵送の場合：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

ファックスの場合：03-3591-3228

※郵送の場合は封筒の表面に、電子メール又はファックスの場合は件名に、「自然再生基本方針の見直し案に対する意見」と記載してください。

環境省自然環境局自然環境計画課

代表 03-3581-3351

直通 03-5521-8343

課長 植田 明浩 (内 6430)

課長補佐 西野 篤範 (内 6437)

係長 山本 康仁 (内 6499)